



# 三重県公報

平成31年1月4日（金）

第 3071 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
1	みえ県民意識調査の実施	( 企 画 課 )	2
2	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	2
3	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	( 同 )	2
<b>公 告</b>			
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	3
	都市計画の図書の写しの縦覧 同伴	( 都 市 政 策 課 )	3
	開発行為に関する工事の完了	( 同 )	3
	県営住宅の入居希望者の募集	( 建 築 開 発 課 )	3
		( 住 宅 政 策 課 )	4

告 示
-----

**三重県告示第1号**

第8回みえ県民意識調査を次のとおり実施します。

平成31年1月4日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 調査の目的

平成24年度からのおおむね10年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県政運営に活用するため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。

## 2 調査の期間

平成31年1月8日（火）から同年2月5日（火）まで（29日間）

## 3 調査対象者

平成30年12月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている18歳以上の県民10,000人

## 4 調査の方法

郵送調査

## 5 調査の主な内容

- (1) 幸福感
- (2) 地域や社会の状況についての実感
- (3) 県民指標に関すること
- (4) 地域活動への参加状況に関すること
- (5) 家族に関すること
- (6) 人とのつながりに関すること

**三重県告示第2号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成31年1月4日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	長尾 信人	肢体不自由
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	新 阜 宏 文	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地の 1	伊 藤 基 博	肢体不自由
どうでんクリニック	鈴鹿市三日市町 1962-1	道 傳 整	肢体不自由
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	加 藤 奈 津 子	音声言語機能障害 そしやく機能障害 肢体不自由
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	橘 径	音声言語機能障害 そしやく機能障害 肢体不自由
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	藤 本 昌 志	平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由

**三重県告示第3号**

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成 31 年 1 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
藤田保健衛生大学七栗記念病院 (藤田医科大学七栗記念病院)	津市大島町 424 番地の 1	前 島 伸一郎
大西病院 (医療法人まとかた まとかた 大西クリニック)	松阪市東黒部町 835 番地	大 西 信 行

## 公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 11 月 30 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 1 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
鈴鹿市庄野町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画地区計画  
高花平地区地区計画
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画地区計画  
上海老地区地区計画
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 31 年 1 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 12 月 19 日	三重郡朝日町大字小向字御田 292-2 ほか 4 筆	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社四日市支社 支社長 茂 木 啓 一

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 31 年 1 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

平成 31 年 1 月 4 日（金）から同月 31 日（木）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 31 年 3 月 6 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合  
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数	
北勢 ブロック	桑名	川成（一般）	1	
	川越	豊田一色（一般）	1	
	四日市		高見ヒルズ（一般）	2
			あこず（高齢者・単身可）	1
			あこず（一般）	1
			笹川（子育て向）	2
			笹川（高齢者）	1
			笹川（高齢者・単身可）	2
			笹川（一般・単身可）	2
			笹川第二（一般）	2
			河原田（子育て向）	1
			河原田（一般）	1
	鈴鹿		高岡山杜の郷（一般・単身可）	2
			高岡山杜の郷（一般）	2
			桜島（高齢者・単身可）	2
桜島（一般）			2	
亀山		鹿島（一般・単身可）	1	
中勢伊賀 ブロック	津	サンシャイン千里（一般）	1	
		白塚（高齢者・単身可）	1	
		白塚（一般）	1	
		一身田（身障者）	1	
		一身田（高齢者）	1	
		一身田（一般）	2	

		船頭町（高齢者）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（一般）	1
南勢 ブロック	松阪	五反田（一般）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（一般）	1
		上川第二（一般）	2
	伊勢	辻久留（一般）	1
		旭（一般）	1
		西豊浜（一般）	1
五十鈴川（一般）		1	
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	久生屋（一般）	1

## 4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
  - (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
  - (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

## 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課住宅管理班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---